

宇都宮競輪場選手宿舍整備事業

募集要項

令和6年4月3日

宇都宮市経済部公営事業所

目 次

1	募集要項の目的	1
2	募集要項等の構成.....	1
3	本事業の目的・概要等	2
	（1）目的.....	2
	（2）概要.....	2
	（3）本事業の範囲	2
4	参加資格要件等	3
	（1）構成.....	3
	（2）参加資格要件	3
5	事業者の募集及び選定の手順.....	6
	（1）募集及び選定スケジュール.....	6
	（2）審査委員会の設置	6
	（3）応募の手続き	6
	（4）事務局	8
6	提出書類の作成要領.....	9
	（1）一般的事項	9
	（2）提出書類.....	9
	（3）提出書類に関する留意事項.....	11
7	事業者選定の基準.....	12
	（1）審査方式.....	12
	（2）審査の流れ	12
	（3）提出書類の無効による失格.....	13
	（4）参加資格審査	13
	（5）技術提案審査	13
	（6）技術提案書の優先交渉権者決定等.....	15
8	その他.....	17

1 募集要項の目的

本募集要項は、宇都宮市（以下「本市」という。）が、宇都宮競輪場選手宿舎整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を設計施工一括発注公募型プロポーザル方式により決定することを目的として、公表するものである。

2 募集要項等の構成

募集要項等は、以下の書類により構成されるものとする。これらの書類は、提出書類の作成の前提条件であり、選定された事業者が遵守すべき条件となるものである。

また、5（3）の手續きに基づき配布する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料も事業者が遵守すべき要件となるものである。

ア 募集要項

イ 要求水準書

ウ 提出書類の様式集

なお、募集要項等に記載のない事項については、募集要項等に対する質問及び回答によることとする。

3 本事業の目的・概要等

(1) 目的

選手宿舎は昭和61年に建設され、施設や設備の老朽化が進み更新が必要となっている。この整備にあたっては、アスリートファーストの観点から社会状況の変化等や、今後増加するガールズケイリン開催に対応した施設整備により、選手の宿泊環境を早期に改善し、選手のパフォーマンスを向上させることで、魅力あるレースを展開し、競輪ファンへのサービス充実や新規ファン獲得につなげていく。さらに、整備にあたっては、競輪開催日以外においても、選手宿舎の合宿利用や会議室の貸し出しなどといった有効活用ができるような施設とする。

本事業の実施にあたっては、民間からの豊富なノウハウや技術等を活かした「設計施工一括発注公募型プロポーザル方式」により、技術提案を広く募集し、高品質の優れた技術提案者を選定するものである。

(2) 概要

ア 事業名：宇都宮競輪場選手宿舎整備事業

イ 対象敷地：宇都宮市東戸祭1丁目2585-1, 2586-1, 2586-3 他

ウ 上限額：1,386,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 当該上限額の算出根拠は公表しない。

エ 業務内容：選手宿舎改修棟及び増築棟の設計・施工、また、その他これらを実施する上で必要な関連業務（詳細は「要求水準書」を参照）

オ 工期：令和9年3月10日

カ 参加形態：特定建設工事共同企業体による参加（構成員の数 3者以内）

(3) 本事業の範囲

本事業に係る範囲を以下に示す。なお、各業務の詳細は、要求水準書に示す。

ア 施設整備業務

ア) 測量等事前調査

イ) 各種許認可申請等

ウ) 設計（基本設計・実施設計）

エ) 工事監理

オ) 造成工事

カ) 増築棟建設工事

キ) 既存棟改修工事（既存の連絡通路解体工事及び建設工事を含む）

ク) 外構等工事（駐車場整備含む）

ケ) 完成検査及び引渡し

コ) 什器・備品・家具の設置

カ) 近隣対応・周辺対策

シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

4 参加資格要件等

(1) 構成

本事業の公募型プロポーザルに参加できる者（以下「応募者」という。）は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第2条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、4（2）の参加資格要件をすべて満たしている3者以内を構成員とする特定建設工事共同企業体とする。

また、応募者は、構成員から代表となる企業（以下「代表構成員」という。）を定めるとともに、当該代表構成員が応募手続きを行うこととする。代表構成員は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有していることを必要とする。

(2) 参加資格要件

ア 参加形態は、特定建設工事共同企業体によるものとし、「建設事業者+建設事業者（建築関係建設コンサルタント業務登録事業者）」による2者、「建設事業者+建設事業者+建設事業者（建築関係建設コンサルタント業務登録事業者）」による3者、「建設事業者+建設事業者+建築関係建設コンサルタント業務登録事業者」による3者のいずれかとする。

イ 参加者は、特定建設工事共同企業体を組成するに際し、設計、建設工事、改修工事及び工事監理に関して、宇都宮市から令和5・6年度建設工事入札参加資格または令和5・6年度建設関連業務委託（コンサル）入札参加資格を受けているものであること。

ウ 設計施工一括発注公募型プロポーザル参加申請書（以下「参加申請書」という。）の提出から優先交渉権者決定までの間において下記の要件を満たしていること。

参加形態	特定建設工事共同企業体 構成員：3者以内	
共同企業体 結成要件	1 結成は自主結成とする。 2 構成員は、本工事において2以上の共同企業体の構成員にならない。	
代表構成員の要件	業種	建築一式工事
	対象等級	A級
	建設業許可	特定建設業
	配置技術者	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、本工事に対する監理技術者を専任で配置できることとし、引渡しが完了した以下に掲げるいずれかの条件を満たす工事を、元請として受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工した経験を有すること。 1 平成26年4月以降に、完成引渡しが完了した、請負金額3億円以上の建築工事。

		2 平成26年4月以降に、完成引渡しが完了した、延べ床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ床面積に限る）の建築工事。
	現場代理人	他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。（技術者との兼務は可）
	施工実績	以下に掲げる条件を満たした工事を元請として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。 平成26年4月以降に完成引渡しが完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社または市町村の請負金額3億円以上の建築工事。
	その他	1 構成員の中で出資比率が最大であること。 2 国家資格等 ^{注1} を有する監理技術者を本工事に配置できること。
代表構成員の要件以外の	業種	建築一式工事
	対象等級	A級
	建設業許可	特定建設業又は一般建設業
	配置技術者	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、本工事に対応する主任技術者を専任で配置できること。
設計に係る構成員の要件	業種	建築関係建設コンサルタント業務
	配置技術者	一級建築士の資格を有する者であり、平成26年4月以降に完成引渡し完了した、延べ床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ床面積に限る）の基本・実施設計を、元請として受注（設計共同企業体の構成員としての受注を含む。）した設計において、監理技術者または主任技術者として履行した経験を有すること。
	設計実績	以下に掲げる条件を満たした設計を元請として履行した実績（設計共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。 平成26年4月以降に完成引渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社または市町村の延べ床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ床面積に限る）の基本・実施設計。
	その他	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
その他		本工事の参加申請書提出日において、1年7か月前の日の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
		すべての構成員の監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、参加申請書提出日以前連続して3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本工事に配置できること。

	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく宇都宮市の入札制限を受けていない者であること。
	宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。
	以下の法律の各規定による申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。 1 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていない者であること。 2 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
	宇都宮市特定建設工事共同企業体取扱要領による。

注1 国家資格等とは、次の資格等である。なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

- a 1級建築施工管理技士
- b 技術士（第二次試験のうち技術部門及び選択科目を下記とする者に限る。）
 - ・ 建設部門（選択科目は問わない）
 - ・ 総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係る科目とする者に限る）
- c これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

5 事業者の募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

本事業に係る募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりとする。

令和6年	4月	3日(水)	募集要項等の公表
	4月	10日(水)	現地見学会の開催
		～12日(金)	
	4月	17日(水)	募集要項等に対する質問の提出期限
	5月	1日(水)	募集要項等に対する質問への回答
	5月	10日(金)	参加申請書の提出期限
	5月	15日(水)	参加資格審査結果の通知
	6月	5日(水)	技術提案書の提出期限
	6月	12日(水)	技術提案書ヒアリングの実施
		～14日(金)	
	7月	3日(水)	優先交渉権者の決定

(2) 審査委員会の設置

本市は、「競輪場選手宿舎整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、募集要項等に基づき、応募者の技術提案を評価する。

(3) 応募の手続き

ア 現地見学会の日時及び場所

本市は、現地見学会を以下のとおり開催する。なお、見学会参加の申し込みは、5(4)の事務局へ来場、もしくは、電話または電子メールにて行うこと。詳細な日時等は、参加希望者毎に通知する。

なお、現地見学会への参加は、公募型プロポーザル応募の必須要件ではない。

ア) 日時：令和6年4月10日(水)から令和6年4月12日(金)のうち指定した日時

イ) 場所：栃木県宇都宮市東戸祭1丁目2番7号 競輪場参加選手宿舎

イ 質問書の提出

本市は、募集要項等に対する質問を受け付けるので、応募者は、次のとおり提出すること。

ア) 提出期間

令和6年4月3日(水)から令和6年4月17日(水)までの、宇都宮市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日等」という。）を除く毎日、提出時間は午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ) 提出方法

質問書を作成し、様式第8号により提出期限までに5(4)の提出先へ持参により提出すること。また、郵送又は電子メールによるものについても、提出期限内での提出であれば有効とする。

ウ 募集要項等に対する質問への回答

本市は、募集要項等に対する質問及び質問への回答を、令和6年5月1日(水)までに、質問者の情報を削除した上、各応募者の代表企業に対し電子メールで行うものとする。

エ 参加申請書の提出

応募者は、参加申請に係る書類を、次のとおり提出すること。

7) 提出期間

令和6年5月2日(木)から令和6年5月10日(金)までの休日等を除く毎日、提出時間は午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ) 提出方法

6に定めるところにより、参加申請に係る書類を作成し、提出期間内に5(4)の提出先へ持参により提出することとする。また、郵送によるものについても、提出期限内での提出であれば有効とする。なお、電子メール等によるものは受け付けない。

オ 参加資格審査結果の通知

本市は、募集要項等に定めるところにより、参加資格審査を行った上で、結果の通知に係る書面を、令和6年5月15日(水)までに、各応募者の代表企業に対して発送する。

カ 技術提案書の提出

参加資格審査を通過した応募者は、次のとおり技術提案書を提出すること。

7) 提出期間

令和6年5月16日(木)から令和6年6月5日(水)までの休日等を除く毎日、提出時間は午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ) 提出方法

6に定めるところにより、技術提案書を作成し、提出期間内に5(4)の提出先へ持参により提出することとする。また、郵送によるものについても、提出期限内での提出であれば有効とする。なお、電子メール等によるものは受け付けない。

キ 審査委員会によるヒアリング、評価

本市は、技術提案書を提出した応募者を対象に、審査委員会においてヒアリングを実施し、評価を行う。

7) ヒアリングの日程等

後日、技術提案書を提出した応募者に、別途、通知する。

イ) ヒアリングの内容及び方法

- ・ 提出した技術提案書を用いて、口頭にて簡潔に説明すること。ただし、技術提案書されていない事項についての説明は認めない。(30分以内)
- ・ 技術提案に対する質疑。(10分以内)

ウ) その他

- ・ ヒアリングの出席者は、技術提案書の説明ができる者、計5名以内とする。
- ・ 本市は、技術提案書の記載事項に不明瞭な部分があり、必要があると認める場合は、上記とは別途に、応募者に対するヒアリング等を実施することがある。

ク 優先交渉権者の決定等

本市は、審査委員会における審査の結果を踏まえて、7(5)イア)に掲げる評価項目ごとの点数の合計が最も大きい者を優先交渉権者とし、次に合計点数の大きい者を次点交渉権者として決定する。

ただし、複数の技術提案内容が同点となった場合は、技術提案内容(1)「選手宿舍改修にあたってのコンセプト」の評価点が高い方を優先交渉権者とする。さらに、「選手宿舍改修にあたってのコンセプト」の評価点も同点の場合は、6により提出された提案価格書の事業費総額が最も低い者を優先交渉権者とする。

ケ 採否通知

本市は、プロポーザルの結果による採否通知を、令和6年7月3日(水)以降に、書面により通知する。また、本プロポーザルによる優先交渉権者とは、当該交渉権者の提出した提案価格書を基に、本市の積算体系に基づいて算定した価格をもって、随意契約により契約を締結する。

(4) 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。

郵便番号 320-0054

栃木県宇都宮市東戸祭1丁目2番7号

宇都宮市 経済部 公営事業所(宇都宮競輪場) 施設グループ

電話番号 028-625-0100

電子メール u2335@city.utsunomiya.tochigi.jp

6 提出書類の作成要領

(1) 一般的事項

- ア 様式の変更は行わないこと。
- イ 技術提案書には、公正な評価実施のため、特に指定がある場合を除き、提出者を特定できる記述をしてはならない。
- ウ 各様式の文字の大きさは、図表中または特に指定のある場合を除き、全て11ポイント以上とすること。
- エ 技術提案書の文字の大きさは、図表中を除き、全て24ポイント以上とすること。
- オ 提案図面、参考資料についても、技術提案書の様式内で示すこと。
- カ 技術提案書について、評価項目に応じた技術提案内容を記入すること。なお、評価項目に対応した記入がない場合は、募集要項等に別段の定めがある場合を除き、他の様式に記入があっても評価対象とならないことに留意して、各様式を作成すること。

(2) 提出書類

ア 参加申請書提出時

応募者は、参加申請書の提出時に、次のア)からカ)の書類を一括して提出すること。

- ア) 設計施工一括発注公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）
- イ) 設計施工一括発注公募型プロポーザル資格要件総括表（様式第2号）
- ウ) 建設業法に基づく許可通知書の写し（設計事業者については一級建築士事務所の登録証の写し）
- エ) 「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写し（以下「通知書」という。）
 - ・ 参加申請書提出日現在有効な通知書の写しを提出すること。
 - ・ 参加申請書提出日現在有効な通知書とは、参加申請書提出日から遡ること1年7か月以内の期間のものをいう。

なお、現在申請中の場合は、受付印のある経営事項審査申請書の写しを提出し、後日、当該結果通知書が送付され次第、その写しを提出すること。

※経営事項審査を申請する場合は、必ず総合評定値（P）の請求をしてください。

- カ) 施工及び履行実績要件確認資料（様式第3号）
 - a 代表構成員は、次の条件を満たす工事を、元請として施工した実績を記載すること。
 - ・ 平成26年4月以降に完成引渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社または市町村の請負金額3億円以上の建築工事。
 - b 代表構成員以外の構成員のうち、設計事業者については、次の条件を満たす設計を、元請けとして設計した実績を記載すること。
 - ・ 平成26年4月以降に完成引渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社または市町村の延べ床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ床面積に限る）の基本・実施設計。

- か) 配置予定技術者要件確認資料（様式第4号）
- a 代表構成員は、次のいずれかの条件を満たす工事の施工経験を記載すること。
 - ・平成26年4月以降に完成引渡しが完了した、請負金額3億円以上の建築工事。
 - ・平成26年4月以降に完成引渡しが完了した、延べ床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ床面積に限る）の建築工事。
 - b 代表構成員以外の構成員のうち、設計事業者については、次の条件を満たす設計を、元請けとして設計した実績を記載すること。
 - ・平成26年4月以降に完成引渡しが完了した、延べ床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ床面積に限る）の基本・実施設計。
- キ) 企業の同種工事及び同種設計実績（様式第5-1, 5-2号）
- a 代表構成員は、次の条件を満たす工事を、元請として施工した実績の内、請負金額の大きいものから最大5件まで記載すること。
 - ・平成26年4月以降に完成引渡しが完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社または市町村の請負金額3億円以上の建築工事。
 - b 代表構成員以外の構成員のうち、設計事業者については、次の条件を満たす設計を、元請けとして設計した実績の内、設計規模の大きいものから最大5件まで記載すること。
 - ・平成26年4月以降に完成引渡しが完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社または市町村の延べ床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ床面積に限る）の基本・実施設計。
- ク) 配置予定技術者の同種工事施工経験及び同種設計経験（様式第6-1, 6-2号）
- キ)に同じ。
- ケ) 特定建設工事入札参加資格審査申請書（様式第7-1号）
- コ) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第7-2号）
- カ) 委任状（様式第7-3号）

イ 技術提案書提出時

応募者は、以下の書類を提出するものとする。なお、書式のあるものは、文書作成ソフトウェア（Microsoft Word）、表計算ソフトウェア（Microsoft Excel）、プレゼンテーション作成ソフトウェア（Microsoft PowerPoint）を、本市が提示するものにより作成し、書面及び作成した電子データもCD-RまたはDVD 1枚程度にまとめて提出すること。プレゼンテーション作成ソフトウェアについては、ヒアリングでの使用を考慮し、アニメーションの使用を認めるが、書面での提出では十分注意すること。

また、以下に示すア)、イ)、ウ)を一纏めにファイリングし、計12部提出すること。

※ イ)はカラー片面1ページで印刷すること。

7) 技術提案書の提案について（様式第9号）

4) 技術提案書（様式第10号）

5) 提案価格書（様式第11号）

（3）提出書類に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、参加申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い及び著作権

7) 著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属されるが、提出された参加申請書、技術提案書及び付属資料は返却しない。

ただし、本市は、本事業の実施その他必要と認める用途に用いるために、選定事業者の提出書類を無償で使用することができる。また、本市は、その他の応募者の提出書類を評価結果の公開のために一部公表することができるが、無断でこれを他に使用することはできない。

4) 特許権

技術提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標権等（以下「特許権等」という。）の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

5) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 複数案の禁止

一応募者は、複数の技術提案を行うことはできない。

オ 提出書類の変更禁止

提出書類は変更できない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りではない。

カ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

7 事業者選定の基準

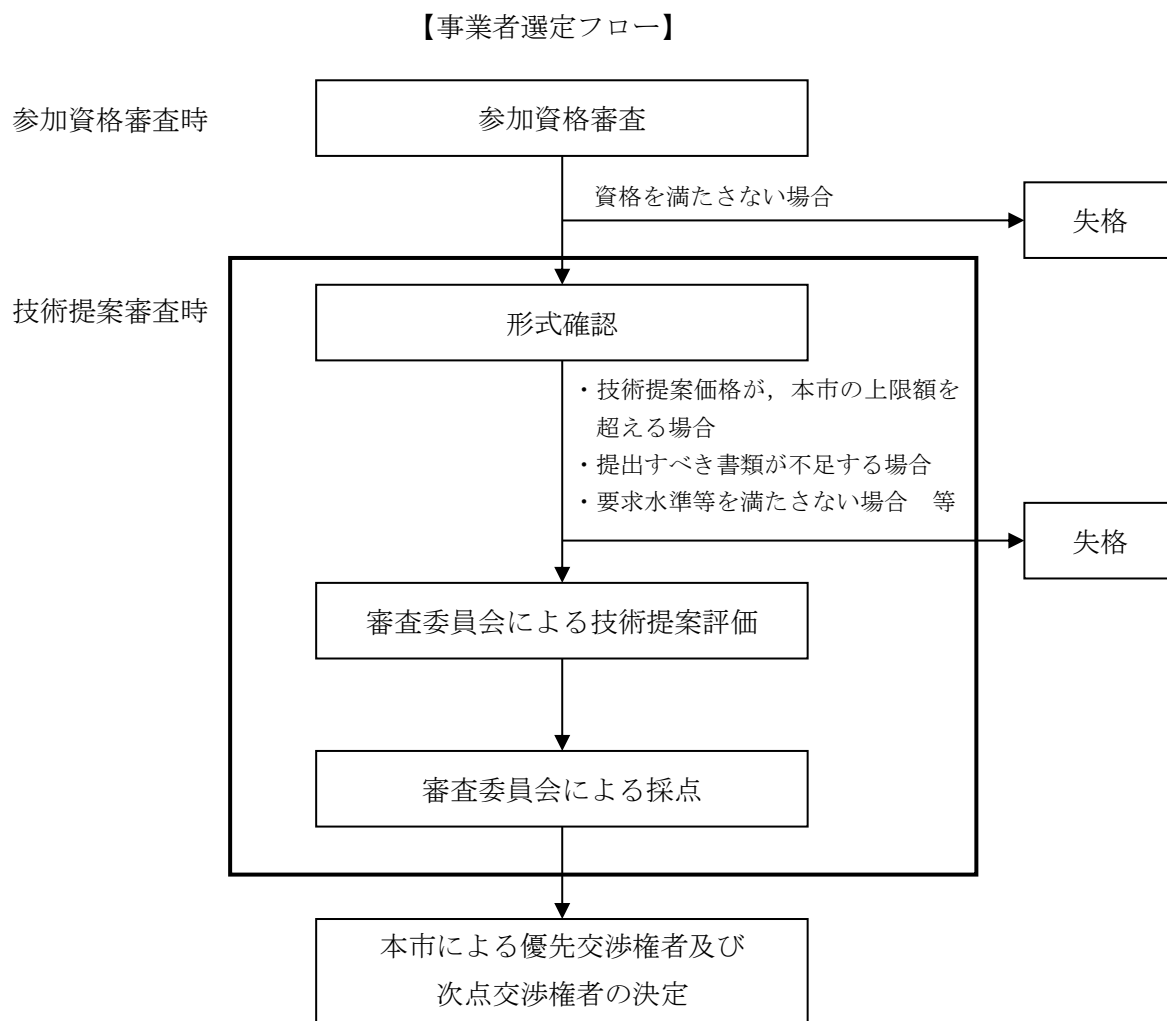
(1) 審査方式

選定事業者の決定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、応募者からの技術提案を総合的に評価するものとする。

(2) 審査の流れ

審査は、参加資格審査及び技術提案審査の2段階に分けて実施する。

なお、審査の手順等については、次のとおりとする。



(3) 提出書類の無効による失格

提出書類が次のいずれかに該当する場合、当該書類は無効とし提出者は失格とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 提案価格書（様式第11号）の合計額が上限額を超えているもの。
- ウ 募集要項等に定める提出書類が提出されていないもの。
- エ 募集要項等に指定する様式及び記入上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- オ 記入すべき事項の全部又は一部が記入されていないもの。
- カ 記入すべき事項以外の内容が記入されているもの。
- キ 虚偽の内容が記入されているもの。
- ク その他、募集要項等の規定に違反しているもの。

(4) 参加資格審査

本市は、応募者からの参加申請書と同時に提出される書類に基づき、応募者が募集要項に示す参加資格要件を全て満たしているか審査を行う。

また、本市は、参加資格の審査結果を、参加申請書を提出した応募者の代表企業に対して、書面をもって通知する。

なお、参加資格要件を満たさず、失格となった者に対して、本市は、その理由を合わせて通知するので、失格となった者は、以下により説明を求めることができる。

- ・ 受付期間：通知をした日の翌日から起算して7日以内
- ・ 受付時間：休日等を除く毎日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）
- ・ 受付方法：書面（様式は自由）により受付期間内に5（4）の提出先へ持参により提出することとする。
- ・ 回答方法：説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答

(5) 技術提案審査

審査委員会は、以下の手順により、応募者からの技術提案書について審査を行う。

ア 形式確認

- ア) 提出書類が全て揃っていることを確認する。提出書類が不足している場合は失格とする。
- イ) 提出された提案価格書の合計が、上限額以下であることを確認し、上限額を超える場合は失格とする。
- ウ) 応募者の技術提案内容が、全ての要求水準を満たしていることを確認する。要求水準を充足しない技術提案は失格とする。

イ 技術提案評価

審査委員会において、技術提案書に対する評価を行う。

ア) 審査における配点

参加申請書及び技術提案書における評価項目及び配点は、以下のとおりとし、各項目について基準に基づき採点する。

評価区分	評価項目	配点
1. 企業の実績点	(1) 会社の経営状況 直近2期分の財務諸表を対局的視野から評価する。 ただし、各納税証明書の提出がない場合は、失格(0点)とする。	10
	(2) 同種業務の実績(工事) 平成26年4月以降に完成引渡しが完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社または市町村の請負金額3億円以上の建築工事の実績数を評価する。	5
	(3) 同種業務の実績(設計) 平成26年4月以降に完成引渡しが完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社または市町村の延べ床面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、当該部分の延べ床面積に限る)の基本または実施設計の実績数を評価する。	5
2. 地域点	(1) 所在地区分 代表構成員について、令和5・6年度宇都宮市入札参加有資格者名簿に登録されている所在地区分を確認し、市内、準市内、県外の順に評価する。	10
3. 技術提案内容点	(1) 選手宿舍整備にあたってのコンセプト 既存宿舍の改修や増築棟の整備にあたって、整備内容を要求水準書やガイドライン、風致地区条例などに適合させるとともに、選手118名が宿泊可能な選手宿舍の提案であることはもとより、アスリートファーストの観点から、競輪選手の宿泊環境にふさわしく、快適に過ごせるなど、魅力的なコンセプトが設定されているかを評価する。	15
	(2) 改修棟の居室改修や増築棟の居室への提案 既存施設の32室ある4名定員の居室を分割し、64室の個室として再整備するにあたり、選手がストレスなく休養を取るため、居室の間取りや採光、換気、遮音性などが十分考慮されたものとなっているかを評価する。また、増築棟の居室についても同様に、間取りや採光、換気、遮音性などが十分考慮されたものとなっているかを評価する。	15
	(3) 浴室・食堂(厨房)の提案 浴室や食堂(厨房)については、要求水準書やガイドラインを満たすだけでなく、選手が万全なコンディションに調整するため、良質なサービスを提供できるような特徴ある提案となっているかを評価する。	10
	(4) 宿泊環境の向上に係る提案 居室、娯楽施設、休息設備等については、要求水準書やガイドラインを満たすだけでなく、宿舍において、選手は滞在期間の4～5日間の外出や外部との接触、携帯電話の持ち込みを禁じられており、それらの宿泊環境を十分に考慮した、気分展開やリフレッシュなど快適に過ごすことができる具体的な提案がなされているかを評価する。	10

	<p>(5)選手宿舎の一般利用への提案</p> <p>既存宿舎の改修や増築棟の整備にあたって、競輪開催日以外での選手宿舎の合宿利用や会議室の貸し出しなどの一般利用者を想定した施設整備の工夫などの提案がなされているかを評価する。</p>	10
	<p>(6)既存宿舎棟と増築棟との接続方法の提案</p> <p>改修棟と増築棟は、高低差のある場所に整備建設するため、各棟間の移動やメインスタンドへの移動、風雨、夜間の移動について、選手にストレスのない動線計画が必要であり、スムーズな移動が可能となる計画となっているかを評価する。</p>	10
	<p>(7)工事期間中の宿舎利用を想定した工期計画などの提案</p> <p>工事期間中も月に4日間×2回の8日間程度の開催を行うことから、通常開催における選手84名と管理者3名の居室・浴室・食堂を確保しながら工事を進める必要があるため、開催に影響のない工事手法や工期の計画を提案されているかを評価する。</p>	10
	<p>(8)環境負荷低減への取り組みについて</p> <p>「ZEB Ready」相当を目指した、省エネルギー機器の導入や環境負荷の低減に係る提案がなされているかを評価する。</p>	5
<p>4. 提案価格（税抜）</p>		10

イ) 得点の決定方法

審査委員会において、技術提案書に記載された内容に基づき、ヒアリングの結果等も踏まえ、ア)の項目について総合的に評価する。ただし、技術提案内容が要求水準に照らして特段評価に値しない項目については、0点とする。

(6) 技術提案書の優先交渉権者決定等

ア 優先交渉権者の決定

本市は、審査委員会における審査の結果を踏まえて、7(5)イア)に掲げる評価項目ごとの点数の合計が最も大きい者を優先交渉権者とし、次に合計点数の大きい者を次点交渉権者として決定する。

ただし、複数の技術提案内容が同点となった場合は、技術提案内容(1)「選手宿舎改修にあたってのコンセプト」の評価点が高い方を優先交渉権者とする。さらに、「選手宿舎改修にあたってのコンセプト」の評価点も同点の場合は、6により提出された提案価格書の合計が最も低い者を優先交渉権者とする。

イ 採否通知

本市は、プロポーザルの結果による採否通知を、令和6年7月3日(水)以降に、書面により通知する。また、本プロポーザルによる優先交渉権者とは、当該交渉権者の提出した提案価格書を元に、本市の積算体系に基づいて算定した価格をもって、随意契約により契約を締結する。

なお、提出された技術提案書が特定されなかった者に対して、本市は、その理由を合わせて通知するので、特定されなかった者は、以下により説明を求めることができる。

- 受付期間：通知をした日の翌日から起算して7日以内
- 受付時間：休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし，正午から午後1時までを除く）
- 受付方法：書面（様式は自由）により受付期間内に5（4）の提出先へ持参により提出することとする。
- 回答方法：説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に，書面により回答

8 その他

- (1) 参加申請書及び技術提案書等の作成，提出及びヒアリングに関する費用は，全て応募者の負担とする。
- (2) 参加申請書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には，参加申請書及び技術提案書が無効とするとともに，当該者に対して，本市発注の他の工事に対する指名停止処分を行うことがある。
- (3) 参加申請書及び技術提案書等の提出後において，原則として参加申請書及び技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 参加申請書に記載した配置予定技術者は，原則として変更できない。ただし，病休，死亡，退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には，同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (5) 本事業の契約にあたっては，請負契約書の作成を要する。